

令和4年4月25日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【正誤表】

2022年 税理士受験対策シリーズ 国税徴収法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に訂正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2022年 税理士受験対策シリーズ

国税徴収法 理論サブノート (2021年8月23日 第21版発行)

ISBN 978-4-86486-865-5

訂正内容

訂正頁	訂正箇所
P. 21	〔7〕譲渡担保財産が確定的に譲渡担保権者に帰属した場合の続行 4行目を下記のとおり修正してください。 (誤) 〔2〕から〔5〕を適用する。 ↓ (正) 〔3〕から〔5〕を適用する。
P. 48	〔5〕解除 以下の文章を追加してください。 (3) 登記抹消の嘱託 税務署長は、差押えの登記をした財産の差押えを解除したときは、その登記の抹消を関係機関に嘱託しなければならない。